

来年4月採用予定の市職員を募集

高校卒の事務職・消防職など

市は、来年4月採用予定の事務職(高校卒、身体障害者)と消防職(高校卒、短大等卒)を募集します(下表参照)。

募集要項・申込書は、8月10日から、事務職は人事課、消防職は消防局総務課と各消防署で配布するほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「アウトライン西宮」の中の人事情報サイトからもダウンロードできます(ただし、高校卒業見込みの人は、学校所定の統一応募用紙を使用)。

申込は、8月21日から31日まで(土・日曜を除く)の午前8時45分から午後5時半の間に、申込書など必要書類を、事務職は人事課(市役所本庁舎5階 ☎0798・35・3549)、消防職は消防局総務課(消防局庁舎3階 ☎0798・26・0119)へ。

試験は9月17日に、事務職は市役所東館で、消防職は西宮市職員会館で行います。

募集の内容

職種	対象	基本給月額	定員
事務職 (高校卒)	昭和61年4月2日以降生まれで、平成18年度中に高等学校を卒業または卒業見込みの人。定時制・通信制課程の場合は、昭和57年4月2日以降生まれで、平成18年度中に高等学校を卒業または卒業見込みの人	16万4287円 ほかに諸手当あり	2人
事務職 (身体障害者)	次のすべての要件を満たす身体障害者 昭和53年4月2日以降生まれの高等学校以上を卒業した人が平成18年度中に卒業見込みの人 身体障害者手帳の交付を受けている人 自力で通勤できる人(市外在住者も可) 活字印刷文の出題に対応できる人	大卒...19万3285円、 短大・高専・専門学校卒...17万7762円、 高校卒...16万4287円 ほかに諸手当あり	1人
消防職 (高校卒・短大等卒)	昭和58年4月2日以降生まれの短期大学等を卒業した人が平成18年度中に卒業見込みの人、または昭和60年4月2日以降生まれの高等学校を卒業した人が平成18年度中に卒業見込みの人。いずれの場合も次の身体要件を満たす人。 両眼とも視力0.8(矯正視力を含む)以上。矯正視力の人は裸眼視力が0.1以上 赤・青・黄色の識別ができること 聴力、言語、運動機能等に障害がないこと	短大・高専・専門学校卒...18万8218円、 高校卒...17万5821円 ほかに諸手当あり	2人程度

基本給月額は経歴等により異なる場合があります

負担割合が変更になった人に 老人保健法医療受給者証を発行

市は、老人保健法医療の負担割合が変更になった人に、新しい受給者証を送付しました。負担割合が変更にならない人は引き続き、今までお持ちの受給者証で受診できます。

問合せは医療助成グループ(0798・35・3154)へ。

一定以上の所得がある人は10月以降3割負担に負担割合は、所得に応じて異なります(別表参照)。

老人保健法医療受給者または同じ世帯に属する70歳以上の人のうち、平成18年度市民税課税標準額が年額145万円以上の人がいる場合、その世帯は「一定以上の所得がある方」の区分に該当します。その場合の負担割合は9月までは2割、10月以降は3割になります。

ただし、「一定以上の所得がある方」の区分に該当する人でも、70歳以上の人がおおよそ老人保健で医療を受ける人の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の人は、基準収入額適用申請書(確定申告書等の必要書類を添付)の提出により、負担割合が1割の「一般」区分になります。

別表 医療費の負担割合と1カ月の自己負担額 注1

区分	負担割合		自己負担限度額	
	平成18年9月まで	平成18年10月以降	外来(個人単位)	入院・世帯(世帯単位)
一定以上の所得がある方	2割	3割	4万200円	7万2300円+(医療費-36万1500円)×1%(注2)
	3割	3割	4万4400円	8万100円+(医療費-26万7000円)×1%(注2)
一般	1割	1割	1万2000円	4万200円
	1割	1割	8000円	4万4400円
低所得区分	1割	1割	8000円	1万5000円
低所得区分	1割	1割	8000円	2万4600円

(注1) 1カ月=月の1日から末日まで
(注2) 過去12カ月間に4回以上、世帯での高額医療費の支給があった場合は、4回目以降は4万200円(10月以降は4万4400円)

老人保健法医療での高額医療費の還付

申請書の提出はお早めに

1カ月あたりの医療費の支払い総額が、上別表の自己負担限度額を超えた場合、超過分は、市から「高額医療費」として還付されます。還付を受けるには、「老人保健高額医療費支給申請書」の提出が必要です。該当者には、市から申請書を

送付(受診して3カ月後、4カ月後)しますので早めに手続きをしてください(請求権は2年で時効)。事前に申請書を提出しておく自動的に還付されます。(領収書等の添付は不要)。

問合せは医療助成グループ(0798・35・3154)へ。

市市民税非課税世帯の該当者に

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

市は、平成18年8月1日から1年間有効の「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」)を該当者に送付しました。入院中または

1階)各支所市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで申請してください(平成18年1月1日現在、市外に住民登録をしていない場合は問合せを。問合せ一部負担金:1カ月の限度額8000円)

1などへ。認め印、老人保健法医療受給者証、振込み先金融機関郵便局を除く)の口座番号等が確認できるものを持参してください(領収書等の添付は不要)。

問合せは医療助成グループ(0798・35・3154)へ。

指定管理者制度

自転車駐車場の管理・運営を行う法人または団体を募集

市は、平成17年4月から自転車駐車場(市内64箇所、来春1箇所増設予定)の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。

平成19年4月1日から新たに3年間管理・運営を行う指定管理者(法人または団体)を募集します。募集要項の配布等は次のとおりです。なお、募集については8月18日から市のホームページ(アドレスはページ下参照)にも掲載します。詳しくは交通安全対策課(市役所本庁舎6階 ☎0798・35・3898)へ問合せを。

【募集要項等の配布】8月18日(9月8日)に同課で【申込期間】9月15日(22日)

入院する場合は、必ず減額認定証を医療機関に提示してください。適用区分ごと一部負担金・食事標準負担額は次のとおりです(左上別表も参照)。

また、有効期限が7月31日までの減額認定証をもっていた人で、8月1日以降の交付について手続きが必要な人に案内文を送付しています。市市民税非課税世帯に属する人で、手続きがまだの人は、健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑を持参のうえ、医療助成グループ(市役所本庁舎1階)各支所市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで申請してください(平成18年1月1日現在、市外に住民登録をしていない場合は問合せを。問合せ一部負担金:1カ月の限度額8000円)

西宮市旅館業等審査会

委員を1人公募します

市は、西宮市旅館業等審査委員の任期が平成18年9月30日までであることから、次期委員を選任するにあたり、そのうち1人について一般公募します。

【対象】平成18年10月1日現在20歳以上73歳未満の市内在住・在勤者で、法律、経済、建築、都市計画、教育など審査会に関連する分野の学識経験を有する人

本市の他の審議会等委員、市職員、市議会議員を除く

【任期】委嘱の日から平成20年9月30日まで

【応募方法】所定の申込書に「西宮市のまちづくりと風俗営業などの建築について考えること」をテーマにした小論文(A4サイズ)の用紙で8000字(12000字程度)を添えて、郵送かEメールで8月10日(25日)までに、環境都市推進グループ(〒662-18567六湛寺町10-3市役所本庁舎8階 ☎0798・35・3818 Eメール: nosen@nishi.or.jp)へ。持参も可。選考により決定

申込書は同グループで配布しているほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)からもダウンロードできます

【費用】は7時)まで行います。費用は無料。

受取場所は、六湛寺公園(市役所本庁舎東向かい)各支所(甲東支所は新幹線高架下6号遊園:松籬荘5番)、久保町集会所、満池谷墓地管理事務所、甲山墓園、上田墓地です。いずれの場所も駐車場はありません。なお、果物など食物は控えてください。

問合せは環境衛生課(0798・35・0002)へ。

うら盆供物の特別受取り

8月15日に市内各所で

市は、うら盆供物の特別受取りを、8月15日の午後5時から7時半(甲山墓園

市市民税(普通徴収)

第2期分

納期限 8月31日

必ず納期限までに納付を▷納付は便利な口座振替で▷問合せ先...課税については市民税グループ(0798・35・3214)、納税については納税グループ(0798・35・3287)

個人事業税

第1期分

納期限 8月31日

納税通知書は8月10日に発送▷問合せ先...県尼崎県税事務所(06・6481・4175)